

平成十九年一月二十六日提出  
質問 第八号

国会議員の資料請求に対する外務省の対応に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

## 国会議員の資料請求に対する外務省の対応に関する質問主意書

一 二〇〇七年一月二十四日付で外務省が国会議員に対して、「当省としては、資料の提供の要求に対しては、関連文書の秘密指定の有無にかかわらず、提供の是非を十分精査し、提供する内容を決定していません。」との記述を含む文書（以下、「文書」という。）を送付したと承知するが、事実関係について確認を求めらる。

二 「文書」を作成した課名と課長名を明らかにされたい。

三 「文書」が作成されるに至った経緯について明らかにされたい。

四 外務省は秘密指定がなされていない文書であっても、国民の代表である国会議員への情報提供を拒否することを「文書」で正当化しているものと解してよいか。

五 外務省は、国会議員への資料の提供を拒否した事案についての記録を作成しているか。

六 国民の知る権利の確保という観点で「文書」の内容は適切と外務省は認識しているか。

右質問する。